

平成 30 年 11 月 30 日

スポーツ庁長官
鈴木 大地 殿

スポーツ・インテグリティ確保のための提言

スポーツ議員連盟

スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方の検討に関するプロジェクトチーム

スポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)の確保が世界の潮流であるにもかかわらず、我が国において今般、スポーツ団体のガバナンスの機能不全等により、様々な不祥事案が相次いでいることは極めて深刻な事態である。来年のラグビーワールドカップや再来年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国民のスポーツへの関心がますます高まりを見せる中、スポーツ・インテグリティの確保は、今こそスポーツ界全体を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

このような認識の下、本年6月にスポーツ議員連盟の下に本プロジェクトチームが設置され、翌7月には、文部科学省及びスポーツ庁に対して、第三者による相談・調査体制の構築等について早急な対応及び検討を求める旨の緊急提言を申し入れた。また、この緊急提言の具体化を図るため、9月、各分野の知識・経験を有する有識者により構成されるアドバイザリーボードを設置し、11月9日にはアドバイザリーボードの提言が取りまとめられた。

これを踏まえ、今回、本プロジェクトチームとして、「スポーツ・インテグリティ確保のための提言」を取りまとめた。

スポーツ・インテグリティの確保に向けては、スポーツ基本法に基づき、国、独立行政法人日本スポーツ振興センター、中央競技団体が加盟する統括団体、その他のスポーツ団体等が、透明性の高い仕組みの下で、各々が果たすべき責任と役割を再認識した上で真摯に取り組むとともに、相互に協力し合うことが極めて重要である。

本プロジェクトチームは、スポーツ・インテグリティの確保のために以下の事項に取り組むことを提言する。

1. スポーツ団体における適正なガバナンスの確保

(1) 国によるスポーツ団体ガバナンスコードの制定

国はスポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体ガバナンスコード(以下「コード」という。)を制定し、全てのスポーツ団体に対し、これを遵守している旨の自己説明とその公表を促す。

(2) 中央競技団体におけるガバナンス確保のための新たな仕組みの導入

(ア) 統括団体によるコードへの適合性審査の実施

中央競技団体については、その高い公共性に鑑み、コードへの適合性に係る審査を定期的に行う仕組みを導入する。具体的には、JSPO(公益財団法人日本スポーツ協会)、JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)及びJPSA(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)は、4年ごとにコードへの適合性審査を行い、その結果を公表するとともに、それぞれの加盟団体要件の一つとしてコードに適合していることを盛り込む。JSPO及びJOC共通の加盟団体に対しては、両団体が共同で審査を行う。また、コードへの適合性審査に当たっては、スポーツ団体の中には人的・財政的基盤が極めて脆弱なところも多いことに鑑み、一定の柔軟性を有した仕組みとする。

さらに、各統括団体においては、上記の取組に加えて、一定の猶予期間を設けた上での加盟団体の公益法人化やスポーツ仲裁自動応諾条項の導入の義務化を行う。

なお、コードへの適合性審査の導入に当たっては、現在、加盟更新制の導入を含む加盟団体規程の見直しについて具体的な検討を進めているJSPOは、中心的な役割を果たすことが期待される。

(イ)「スポーツ政策推進に関する円卓会議(仮称)」の設置

国は、JSC、JSPO、JOC、JPSAが緊密な連携の下でガバナンス確保に取り組む体制を構築するため、「スポーツ政策推進に関する円卓会議(仮称)」を設置する。この体制の下、国はコード適合性に係る審査の実施状況や不祥事案が発生した際の対応状況等について確認し、必要に応じて改善を求めるとともに、その結果の公表により透明性及び実効性を確保する。

(3) JSCによる中央競技団体に対するモニタリングの実施

JSCは、円卓会議(仮称)と連携し、対象団体の選定も含め、着実にモニタリングを実施する。その結果を踏まえ、中央競技団体に対し必要な改善等を促すとともに、透明性を確保するため、モニタリング結果等を統括団体と共有する。

(4) JSC「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル(仮称)」の設置

第三者による調査等が必要となる事態が生じた際に、中立性、公正性及び専門性が確保された第三者調査機能を構築できるよう、JSCに「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル(仮称)」を設置する。

(5) 中央競技団体の経営基盤の強化

国は、中央競技団体における外部人材の活用等の経営力強化を図るための取組を支援するため、中長期事業計画の策定支援、外部人材とのマッチング促進等の施策を一層強化する。

2. スポーツを行う者の権利利益の保護

(1) 指導者等の資質・能力の向上及び教育・啓発活動の促進

国は、スポーツ団体等と連携して、スポーツ指導者の育成や質の高い養成プログラムの開発等に取り組む。また、国はコードにおいてインテグリティ教育及び啓発活動を適切に位置付け、スポーツ団体に対して、その積極的な実践を促すとともに、必要な教材の作成・普及等を支援する。

(2) 相談窓口の設置及び活用の促進

国は、コードに相談窓口の設置を盛り込むなどして、その設置の促進を図る。その際、選手等が相談窓口を利用しやすい環境を整備するため、相談に関する事実(氏名、属性等の個人を特定し得る情報等)に係る守秘義務の遵守や、相談者に対する不利益な取扱いの禁止などを徹底させる。

JSCの第三者相談・調査制度については、利用対象者の範囲の拡大、周知のためのキャンペーンの実施及びSNS相談窓口の本格的導入など、その活用を積極的に促進する。

国は、このJSC第三者相談・調査制度の活用促進や、上記1.(3)、(4)の取組が円滑に実施されるよう、JSCの機能強化を図るための措置を講ずる。

なお、地域スポーツの統括団体である都道府県や市町村の体育・スポーツ協会の会長を地方公共団体の長が務めることは、自主性、自律性や利益相反等の観点から望ましくないとの意見があった。

また、大相撲や大学スポーツ、高校野球のいわゆる「甲子園大会」など、国民的な人気が高く、社会的影響力が大きいスポーツ大会を開催する団体については、その公共的な性格に鑑み、コードを遵守し、自己説明とその公表を行うことが強く期待されるとの意見があった。

(以上)